

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 4 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 佐藤 敏雄

第 1 請求の受理

1 請求の提出日

令和 3 年 8 月 11 日

2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、令和 3 年 9 月 3 日付で受理した。

第 2 請求内容及び請求の趣旨

請求内容及び請求の趣旨は以下のとおりである。以下には請求人作成の魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から原文のまま引用する。

1 請求内容

魚沼市長内田幹夫が行った債権放棄は自治法第 96 条 1 項 10 号及び、自治法施行令 171 条の 7 に抵触する違法な債権放棄である。しかし市長は債権放棄を提案し、議会はそれを可決承認した。また、これにより令和 3 年度予算に歳入不足が生じたことにより補正予算を提案し、同日議会承認を受けた。この補正予算に計上した金額は、魚沼市の損失であり、これを提案した内田幹夫市長並びに議決承認した市議会議員は、この損失分を魚沼市に補償することを求める。

2 請求の趣旨

魚沼市長内田幹夫は、令和3年第2回魚沼市議会定例会中の7月29日に、議案第81号「債権の放棄について」を追加提案し、即日の審議で賛成多数、可決成立した。

この債権放棄は魚沼市斎場建設における旧地権者に対する瑕疵担保請求（弁償金）2,709万1千円を放棄しようとするものである。地方公共団体が有する債権を放棄することができるのは、自治法第96条1項10号の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別な定めがある場合と、議会の議決がなされた場合に限られる。自治法施行令171条の7により、債務を免除するための要件は次のとおりである。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分した債権であること。
 - ② 当初の履行期から10年を経過したこと。
 - ③ 10年を経過した後の債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないことが認められること。
- となっている。同自治法施行令の趣旨は、自治体の債権管理を厳格にし、安易に債権放棄、免除を認めないという目的によるものである。

議案第81号にある債権は、当初の履行期から未だに10年経過しておらず、また、債務者に対する強制力を持った債権回収、債務者の資力調査もされていない。ましてや、市長の思いや高度な政治判断などを理由に債権放棄できるものではない。従って、内田幹夫市長提案の議案第81号は違法である。また、この議案を審議し賛成した魚沼市議会議員も、自治法の趣旨を全く理解していないし違法な議決である。

しかし、議案第81号は議会承認された。また、この議案が承認されたことにより、令和3年度魚沼市一般会計予算に歳入不足が生じ、市長は議案第82号「令和3年度魚沼市一般会計補正予算第4号」で歳入不足分を財政調整基金に組み替える補正予算を提案し、同日市議会において可決成立させている。この組み換え分は歳入不足額で魚沼市の損失である。内田幹夫市長並びに本議案に賛成した市議会議員は、魚沼市に与えた損害金2709万1千円と、本来魚沼市が受け取ることができる、債権を提起してこれまでの期間に発生した延滞金（年5分）を乗じた金額の合計を、市長と議案に賛成した議員が連帯して魚沼市に弁償するこ

とを求める。

3 事実証明書

添付資料 魚沼市ホームページ 魚沼市議会に掲載された「令和3
年第2回定例会提出議案・議決結果」の写し

第3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務政策部財務課、市民福祉部生活環境課

2 監査の方法

関係職員に資料の提出を求め、令和3年9月9日に事情を聴取した。

(関係職員) 魚沼市総務政策部長、同部財務課長、市民福祉部長、同
部生活環境課長

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく、陳述及び証拠の提出の機会につ
いて、請求人に令和3年9月3日に電話により照会した結果、請求人は
陳述は行わず新たな証拠の提出がないことを確認した。

4 監査対象事項の決定

請求人の主張は、魚沼市長が行った債権放棄は法第96条第1項第1
0号及び同法施行令第171条の7に抵触する違法な債権放棄であり、
債権放棄により歳入不足が生じたことによる補正予算が市の損失であ
るとして、次の事項を監査対象とした。

(1) 法第96条第1項第10号及び同法施行令第171条の7に抵触
する違法な債権放棄であるか

(2) 債権放棄に伴う歳入不足が生じたことによる補正予算は市の損失
であるか

5 監査対象部局の見解

生活環境課

権利放棄の経過（斎場建設瑕疵担保請求に係る住民監査請求の経過）
時系列に示すと次のとおりである。

・平成31年1月16日 平成30年11月20日付住民監査請求
に係る魚監第55号で魚沼市長に対し行った勧告

「第6 勧告の内容 市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者
に対し履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講じ

ることを勧告する。」

- ・平成31年1月21日 魚監第55号（平成31年1月16日付）で魚沼市長に対し行った勧告について、対策を講じる旨の通知
「1 瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策 旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。その結果により債権の徴収に向けて今後の具体的な対応を検討する。」
- ・平成31年1月24日から同年1月29日 旧地権者へ面会しての催告
- ・令和元年7月24日から同年7月29日 旧地権者へ面会しての催告
- ・令和2年1月22日から同年2月1日 旧地権者へ面会しての催告
- ・令和2年7月30日から同年8月8日 旧地権者へ面会しての催告
- ・令和2年12月12日 新市長就任（市長交代）
- ・令和2年12月16日 新市長へ生活環境課重点引継事項ヒアリング「斎場建設瑕疵担保請求について、新市長に説明」
- ・令和3年3月9日から同年3月15日 令和3年第1回魚沼市議会定例会一般質問及び令和3年度会計予算審査特別委員会において、本件瑕疵担保請求に関する質問に対して「回収等に関しては現在、精査中であり判断しかねる。」との趣旨の答弁が行われた。
- ・令和3年7月29日 令和3年第2回魚沼市議会定例会 議案第81号権利放棄議決 市財務規則第258条第1項第1号の規定により不納欠損処理
- ・令和3年7月29日付け 旧地権者へ債権放棄通知書送付
- ・令和3年8月12日 権利放棄に関する説明会開催（市役所本庁舎）

瑕疵担保責任に基づき損害賠償を請求する権利を放棄する理由

1 賠償額につき協議が調う見込みがないこと

本件の請求権は、例規等の規定により請求額の算定が明確なものと異なり、協議又は示談、訴訟による調停又は判決によらなければ、その額が確定しない。

これまでの説明会、催告の際に行われた面談において、相手方と市

の見解に大きな隔たりがあり、協議又は示談が調う見込みがないこと。

- 2 これ以上の労力と経費をかけても費用償還(回収)の見込みがないこと

協議又は示談が調わない場合、最終的な手段は訴訟となるが、本件が公共用地として取得した土地にかかるもので、一般の土地売買とは異なるため、参考にできる判例はないものの、国における同様の事案に対する専門家の見解と国の判断に倣い、瑕疵担保責任の追及を断念し、権利を放棄するもの。

- 3 市民を相手取り訴訟を起こさないとする答弁の継承

協議又は示談が調わない場合、最終的な手段は訴訟となるが、訴訟については、これまで議会質問に対し繰り返し答弁してきたとおり、市民を相手取っての訴訟は起こさないとする判断を継承するもの。

- 4 過去の対応との公平性、今後に生じる公共用地取得への悪影響

過去の事業において、これまで瑕疵担保責任を追及し損害賠償を求めた事例は見当たらない。瑕疵担保責任は、売主に過失がなくても認められるが、これまで市がこの責任を追及した例はなく、この件についてのみ特別にそれをするとの事前説明もない状況で、本件のみ賠償請求することは公平性を欠くとも言える。訴訟手段を用いてまで瑕疵担保責任の追及を継続することは、今後における市の用地取得において、発生が不確かな瑕疵担保責任に備えた用地価格の高騰、現実的ではないが市による徹底的な調査に要する費用の増高が求められるなどの実害が想定される。

財務課

地方自治法第96条第1項第10号について

請求人は、今回の債権放棄を地方自治法第96条第1項第10号に「抵触する違法な債権放棄」と主張しているが、

- ・地方自治法第96条第1項では議会議決が必要となる事件を第1号から第15号に示しているものであること。
- ・今回の市の議案の上程が地方自治法第96条第1項第10号の規定に従って行われていること。

以上により、「法に抵触する」とする請求人の主張は理由があるとは言えないものである。

地方自治法施行令第171条の7について

地方自治法施行令第171条の7第1項では、債権の免除を「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において……弁済することができる見込みがないときは、当該債権及びこれに係る損害賠償等を免除することができる。」とあるが、

- ・これは当該行為を義務付けるものではなく、当該行為（免除）をするかしないかの裁量権を付与しているものであること。
- ・また、同第3項の規定により「議会議決を要しない」場合として、当該行為を指していること。

したがって、今回の債権放棄が、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決議案である以上、地方自治法施行令第171条の7第1項が適用されるものではないため、当該条文を引用して「法に抵触する」とする請求人の主張は理由があるとは言えないものである。

6 監査結果

事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類及び関係職員の事情聴取の結果、次のような事実を認めた。

令和2年12月に執行された魚沼市長選挙に伴い市長が交代し、内田新市長は斎場建設瑕疵担保請求については精査が必要であるとし、様々な知見を参考に検討した結果、内田市長の政治判断により市の債権として保有すべき権利ではないとされた。

保有すべき債権ではないと判断したことから、法第96条第1項第10号の規定により、債権放棄の議会議決を求めるため、令和3年第2回魚沼市議会定例会中の7月29日に、議案第81号「債権の放棄について」を追加提案し、審議の結果、可決された。

第4 監査委員の判断

債権の放棄は、基本的に市長の裁量に委ねられるものであるから、債権放棄自体の違法不当についての請求人の主張から判断するのではなく、市長の行為の裁量権の逸脱・濫用があったかどうかを判断する事案であると考えらる。

債権放棄については、平成15年7月17日の秋田地裁判例では、「法は、放棄をすることのできる権利の種類、要件、範囲等について、特段の制限を加えていないことと、地方議会が住民によって選ばれた議員から構成され、その議決は住民の意思に基づくものといえること等に照らすと、地方議会の議決がある限り、基本的には、これらの点を地方公共団体の裁量に委ねられているものと解することができる。」としている。一方で同判例は債権の放棄が「地方公共団体の財産の処分に当たる以上、その裁量の範囲に何らかの制約がないと解することはできない。」とし、「公益上の必要性がない場合にこれを認めることは相当といえず」としている。つまり、債権放棄に公益上の必要性がない場合には、裁量権の逸脱・濫用があるとして、当該行為は違法不当となるわけである。

そこで、請求人の主張において、公益上の必要性の有無の検討を行うことで、裁量権の逸脱又は濫用があったかについて判断する。

本件債権は、魚沼市斎場建設造成工事に伴い大量に出た廃棄物及び廃棄物混じり土のうち土中に埋まっていたものについて、土地の瑕疵であるとして、旧地権者に対する瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権であり、平成27年6月29日に請求したものである。

これまでの間、市は強制徴収を行わないものの催告状を通知し、旧地権者宅を訪問し催告を行ってきたが回収には至っていない。

令和2年12月に市長選挙が執行され市長が交代したことにより、内田新市長は本件債権について、市の債権として保有すべき権利であるかについて精査することとし、この精査の結果、債権を放棄することとされた。その主な理由は、前掲5 監査対象部局の見解 生活環境課 瑕疵担保責任に基づき損害賠償を請求する権利を放棄する理由 のとおりである。

上記の理由により、本件債権を放棄することは、一定の公益上の必要性があると判断する。

もとより、公益上の必要性があるから債権の放棄をするべきということではなく、債権放棄するかしないかは、諸般の事情を総合的に考慮して、市長及び議会が判断することである。

特に議会の議決は、市長の裁量権を制約し、魚沼市の意思を決定するわけであり、いかような点を重視して判断するかは議会に委ねられているものであり、請求人の主張をもって、市長に裁量権の逸脱又は濫用があったとは言い難く、本件債権の放棄は違法不当とは認められない。

第5 監査の結果（結論）

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求については次のとおりとする。

請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求は棄却する。